

あっせん事案に関して (R3.8)

事案の概要

施設の身体障がい者等用駐車場や入場ゲートに簡易バリケードを設置されており、それを当事者またはその介助者に移動させるような取り扱いになっていたことに関し、差別的な取り扱いがあるということで、車いす利用者からあっせんの申し立てがあった。

あっせん案

福井県障がい者差別解消地域支援協議会委員からは、双方の歩み寄りが必要で、話し合いが十分できていないのが問題という意見が相次ぎ、その結果、次のようなあっせん案が示された。

- ・被申立人は、申立人との話し合いの場を設けること。
- ・被申立人と申立人は、今回の事案について、当初回答がなされるはずであった「合理的配慮についての回答」および「今後の対策」等、下記両者の話し合いが必要な事項について、双方の話し合いを行うこと。
- ・被申立人は、被申立人の役員および職員、施設内で勤務する委託職員等を対象に、今後の再発防止に向け、障がい者差別解消法に関する講習会を継続的に行うこと。